

附属書 林地供給事業実施規程例

（林地供給事業の種類）

第1条 この組合が行う林地供給事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 1 組合員の委託を受けて行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。以下同じ。）の供給事業
- 2 買取り又は借入れにより行う組合員の林業の目的に供するための土地の供給事業
- 3 前2号の事業に附帯する事業

（事業の実施区域）

第2条 この組合が行う林地供給事業の実施区域は、定款第4条の地区の区域とする。

- ② この組合の組合員が前項の実施区域に隣接する市町村の区域内の林業の目的に供するための土地（以下「林地」という。）の買入れ又は借入れを希望する場合には、当該林地については、前項の規定にかかわらず、林地供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめその地区の範囲に当該林地の所在地を含む組合と協議するものとする。

（事業の実施）

第3条 この組合が行う林地供給事業は、第1条第1号に掲げる事業を主たる事業とする。

- ② この組合は、第1条第1号の事業の対象林地が第4条第3項の林地取得希望者の取得希望内容と合致せず、かつ、当該林地の所有者が不在村である等のやむを得ない事情により組合による林地の買入れ又は借入れを希望する場合であって、確実に当該林地の供給を行うことができると思込まれるときに限り、第1条第2号に掲げる事業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

（林地供給の相手方）

第4条 この組合から林地の供給を受けることができる者は、当該林地の取得後1年以内に当該林地に係る森林を含むすべての経営森林について森林経営計画の認定を受けることが確実にある組合員とする。

- ② この組合は、前項の要件を満たす者が2人以上ある場合は、次の事項を勘案して優先順位を定め、供給を行う。
 - 1 経営規模の拡大、林地の集団化等経営改善に資する程度
 - 2 年齢の高低、後継者の有無、経営意欲の程度等経営発展の可能性
 - 3 組合の協業推進に資する程度
- ③ この組合は、林地取得希望者名簿を作成し、常時、林地の供給を希望する組合員の住所、氏名、取得希望林地の条件等を記載しておくものとする。

（林地供給事業の対象とならない林地）

第5条 地域森林計画の対象となっていない民有林の土地は、林地供給事業の対象としない。

(手数料等の基準)

第6条 この組合は、林地供給事業の実施に伴い収受又は支弁すべき手数料、売買代金、賃借料等につき標準を定めるものとする。

② 前項の標準については、組合員に不利益とならない適正な水準が維持されるよう、常に地域の実情等について充分配慮するものとする。

(実施細目)

第7条 この規定に定めるもののほか、この林地供給事業について必要な事項は、別に理事会において定める。